

III 自由民権運動期の橋樹郡

新井一弘

民権結社橋樹郡親睦会(以下、親睦会と略す)の軌跡をたどり、歴史像の把握と運動底辺に問題提起を試みるのが本報告の意図である。

(一) 親睦会の概要

橋樹郡域の特質を横浜開港以降、東京との地理的關係により形成された政治的、社会的変革の地(京浜)として把え、県治体制に最も早く～神奈川奉行所開設以来～から組み込まれ、現川崎、横浜両市域形成の歴史規制となった。

発会の状況は『東京横浜毎日新聞』によって明らかにされるが(註1)、当日の会場をめぐって、溝の口村説の論拠「上田正次日記」を再検討するとき別個の郡懇親会計画との混線がたどらる(註2)。それは資料選択と資料解明の問題点であると同時に、国会期成同盟会東京大会後の県地方レベル、さらに郡域での二つの潮流を示唆する。

明治14年2月11日、神奈川駅(郡役所所在地)で発会した親睦会は旧四大区(川崎駅中心)の岩田道之助、添田知義の提唱と同域での運動であり、同会賛成人の数もそれを裏付けている(表1参照)。

会の組織経過は郡長の会主承認、旧大区ごとの幹事指名、広告(1月26日)、各戸長役場をとうして賛成人、出席者の組織化がすすめられた。他郡県議(石坂昌孝ら)、郡吏全員が賛成人に名をつらね、席上には3名の著名新聞人が招かれ、演説した。

この会の第一の特質は、官側の許容を条件とした郡全域村落指導者層の動員にある。その賛成人は185人、当日の参加者は300余人であった。

演説者の論旨は、郡長が郡の進歩と協和の基礎を京浜の地の利と活用におく一般論であるのに比し、岩田は演説会盛行を意義づけ、隔連月演説会を具体的に提唱し、官民双方の主張が展開された。

のち郡域に配布された『会記』では、発会を国家佳日(紀元節)と郡域発展に意義づけ、郡民親睦を説く郡長の趣意書、両者の演説文、賛成人名簿が記され、官民協和が啓蒙されている。同会はその後、年1回、明治17年まで紀元節を中心に、郡長を会主にして開催された。なお、18年の溝の口村での親睦会は演説を伴わず、小域での集会となった。

また従来、同会の中心者とされている上田忠一郎、井田文三は発会の賛成人でもなく、出席も確認しえない(註3)。

同会が17年官制改正で解体したのは、その性格規定にとって一つの問題点を示唆する。

【註記】

1 明治14年2月13日号

2 溝の口村の豪農商、上田忠一郎の養子（小林孝雄『神奈川の夜明け』）

3 上記書外。

（二）発会の歴史的契機

ここでは、発会の契機を当時の歴史状況と官民対応の視野で捉え、考察の対象とする。

官側は岩田提案を拒否し、4月には頭猶社の「川崎政談演説会」を禁止した（註1）。そして、7月には有力戸長（註2）を幹事長に各戸長役場ごとに参加者を動員した「旧五大区懇親会」を開催した（註3）。

席上での郡長演説は旧家（村落指導者層）の官制協力を説論したものであり、郡内に配布、啓蒙教化に努めている。この姿勢は14年初頭の歴史状況の検討を提起しうる。

〈1〉 13年秋の国会期成同盟会東京大会後の神奈川では急速に結社動向と活動展開が顕著となる。

横浜の頭猶社（13年12月結成）は区部での集会から、1月15日、郡役所所在地神奈川駅で政談演説会を開き、都市での民権運動と村落指導者の結合交流関係が新たな局面を迎えた。この潮流は対政府運動への転化と拡大への可能性を示した。また、規約に演説会開催を明記した北多摩自治改進党の結成（14年1月）は、演説、討論を柱として郡域を単位に豪農層が自主的に結集する幕開けとなった。前記、溝の口村開催計画～その中心は長尾村の鈴木久弥ら～もその一つとして位置付けうる。

〈2〉 旧五大区では前年来、県議の上田忠（鈴木久弥も）の辞職願が提出されていたが（註4）、14年1月の県議半数改選には、郡選出議員全員が退解職し、県は総改選を指示した（註5）。その結果は旧二、三大区各一人、旧四大区二人の議席となり、溝の口を中心とした旧五大区の39ヶ村、郡域三分の一から一人も選出されず、県会不信と県治体制への批判が表明された。

官側にとって旧五大区懇開催（民権結社とされているが）は、年末の井田文三の郡吏登用～県議補選への布石～とともに体制の修復、補完であった。

また、新設された郡役所の機能、戸長役場監督を担う郡吏の大部分は豪農層の子弟で占められ、私的慣習的状況の戸長役場の状況とともに、官治体制の弱体を露呈していた（註6）。

〈3〉 14年1月、大蔵内務両省による「備荒儲蓄法」原案執行は、前年の二回にわたる県会審議を無効としたものとなり、従来からの官民協調が問題化した（註7）。

また、13年11月の「太布48号」は土木費などの官費下渡金打ち切り、地租割制限の引き上げを内容とし、「地方政務ノ改良タルカ」（註8）と批判された。

同布告に対し、県令野村は地租改正事業や税則を政府自ら否認するものとして危機感を上申している(註9)。

上述から、この会の契機は単に結社思想の誕生だけでなく、政府の専制化と地域自治の対抗関係、現実的諸矛盾をめぐっての官民相克と緊張関係の歴史的所産として把握されなければならない。

しかし、集権と収奪の体制的進行にたいし、岩田らの期待、意図は鋭い対決をみることなく、官民協調の踏襲となった。その意図と行動の乖離を問いかけるとき、自由民権運動の構造的基盤が学習課題として提起される。

【註記】

- 1 明治14年4月21日、会長伊従勝五郎(『東京横浜毎日』)。
- 2 溝の口村、鈴木直成。明治11年、五大区勸業掛として県により顕彰され、14年の内務省第一回農談会に県代表。
- 3 参加報告、資料参照。
- 4 前掲「上田日記」、13年3月と10月。
- 5 1月8日半数改選。県公示(甲9号)。
- 6 郡親睦会賛成人表
- 7 県甲3号。31号布告の実施指示
- 8 『東京横浜毎日新聞』
- 9 京浜歴科研の「大潮報告」による。

(三) 自由民権運動期の学習課題

ここでは、提唱者の官民協議姿勢、官民両権主義認識の歴史的基盤をその階層(豪農層)の主体形成過程で考察し、国家体制確立期における民衆、地域課題と運動を位置付けたい。

<1> 彼らは、維新の課題である封建制の解体、近代的変革事業に、村落共同体や地域内利害調停者として、また、集権体制の末端事務扱者としての二面的役割を担った。

その矛盾関係は初期県治の開明姿勢下では半官半民として相対的様相のまゝ自律的解消への歩みをたどる(註1)。

とくに豪農商の変革期における経済基盤と社会関係にとって、官体制による許可権、その調整機能は大きな役割をもち～官許業種、海面借区権、六郷橋架橋など～国家と地域再編の新たな関係となった。

それは彼らの産業開拓者、指導者の側面に不可欠な要素であった。

<2> 開港以来の半植民地的状況を視野にした豪農層の志士体験は、身分を前提にし

た君民共治思想の脱却と官民一体、協議思想の土台となった。

特に京浜地域での近代的思想潮流は嚶鳴社とその新聞により拮げられてきた。

11年2月の川崎駅事件は駅総代人による県側の不公正、専制を「権利」の立場から追及し(註2)、組合村的な大小区制下での反権力的民衆運動の頂点を示した。だが、同月の『横浜毎日新聞』は「官民権の解」と題し、国権強化=官権、民権の調和を説き、その政治的限界を示し、民衆運動のあり方を制約し、官との対抗的潮流を抑止した。

〈3〉 地租改正事業の私公有区分完了(明治11年)は、旧慣的自治下にあった生産機能の解体再編、その調整課題を村落(地域)に残した。近代的所有権確立はブルジョア=地主転成への基礎条件であり、豪農層の社会階層としての自立、成熟、結集の保証であった。

この課題は新三法(11年7月)体制と自主的、啓蒙的学習、懇親の競合関係で進行していた。しかし、太布48号の地租割増徴と国庫支出の地方転嫁、デフレ策は村落の中心的階層、小農生産者の破綻となり、急速な構造分解を引き起こし、自生的側面の後退、法と体制による強制的な側面が機能化される。

そこでの村落共同体機能は自生的解体を遂げず、豪農層は機能調整者、利害代表者、道徳的救済者として、町村制の自治機能に組み込まれ、国家から付与された政治権利の独占者、官治と自治の体頭者として体制的ブルジョワジー=寄生地主層へと転成せざるをえなかった。

以上の三点(維新体験と地域変革、思想形成、階層自立の特質)は資本主義原蓄期、その歴史的規制下での自由民権運動が、どのような主体的条件のもとで展開されたかを確かめる基礎的条件となりうる。

と同時に、民権運動がその担いての階層形成過程と切り離して論議される傾向には疑問を抱かざるをえない。

【註記】

- 1 11年地方官会議で戸長を半官半民とした野村県令は13年では勅任官にもと発言した。(『東京横浜毎日』)。
- 2 社倉金不明事件と戸長官選問題。(会報4号所収)

(四) 研究史の検討課題

県下の民権運動は13年春の相州九郡の国会開設運動がその起点とされ、端緒は県議の全国地方官会議傍聴、他府県運動家との交流をとうして〈地方のおくれ〉への自覚とされる。その懇請文は租税共議権を土台に国家と財政強化を主張する官民協調的主張であり(註1)、

「告文」(註2)も県会開設後の地方財政改良の評価を前提にしている。それはこの文案がただ交詢社の教化でなく、豪農層にとって国家とその法秩序認識を拡大しうる啓蒙活動の内容として意義づけられたことを示している。

また、運動形態も、県議・郡戸長・村落指導者層の縦型官民体制で展開され、署名運動の前にも後にも結社組織の成立はみられない。

この運動のさなか、三年前、相州全土を揺るがした真土事件の判決が確定した(5月20日)。県令と県議会の素早い対応は死刑執行、義民誕生を回避し、官民協調の実と県令の慈恩の成果となった。

真土事件の歴史的根源は民衆社会の秩序観と法意識対近代(国家)との矛盾表出に求められ、豪農層と一般民衆の対立点の象徴でもあった。この決着を豪農層の地方的課題としたとき、国会開設運動のもつ啓蒙的使命を運動契機の視外におきがたい。

従って運動、その契機は国家と民衆(地域)の矛盾とその打開を「啓蒙」においた豪農層の歴史的、過渡的性格に求められねばならない。

自由民権運動が豪農層を担い手としたとき、全国に自主と自治の思想を根づかせた。それは、その後の歴史がたどった方向と異なる官民対等協議を内容とするものであった。

だが、その地方的分散的性格は国家の制度的完成と地域構造分解の現実をまえに専制体制への対抗勢力として結集できず、協議主義は上下調和の体制論理へと転落せざるをえなかった。

【註記】

1 大畑哲『神奈川の自由民権運動』による。

2 「大住洵綾両郡同胞諸君に告ぐ」

(五) 検討課題について

① 県会討議の内容について

「政府ハ曩ニ三十一号ノ公布ヲ以テ備荒儲蓄ヲ地方税ニ負担セシメンヨリ、尋テ四十八号公布ニテ三四費目ヲ地方税ノ負担ニ帰シ、文部省ノ補助金モ十三年度限り廃止シ、警察費ノ国庫下渡金モ大ニ減ル、地方税ハ恰モ掃キ溜メ同様ノ姿トナレリ(下略)」。これは明治15年県会での古谷正樹の発言である(註1)。

前年の政変後、上記の如き政府施策の認識と地方の状況をふまえ、県議会は激論の場となり、「郡長公選」「学校使用自由」の建議案では一致したものの、全県的運動の可能性を内包した治水土木費建議案では対立し、不採決となった。

土木費や教育費補助討議内容を検討するとき、所謂、民権家と非民権家の区別がつけ難く、議会への認識や同盟、対抗への検討、14年政変後の地方結集の可能性が課題視され

うる。

【註記】

1 県会討議『東京横浜毎日新聞』

②研究史について

『神奈川県史 各論編Ⅰ 政治・行政』所収の「自由民権運動における神奈川県立憲改進黨の動向」では「親睦会が母体となり、立憲改進黨の運動に発展した」と岩田や井田の活動をあげるが、明治15～16年の県会論議内容はそれを否定する。国会開設をひかえた21年7月、改進黨員岩田は同党の友誼体、県同好会支部を結成したが、既に親睦会は4年前、解散していた。

ここでは結社と政党参加の契機と段階が無視され、両者が短絡的に図式化結合され、民権運動の政治的要素が強調されている。同書での自由黨員池上についても、国会開設期には県官に就職しており、政黨員＝民権家の図式に問題を提する。

従来の維新政権＝絶対国家誕生に対する結社・政黨員・民権家という政治的対抗視角での民権運動論が、兎角、歴史的事実や分析をおきざりとしていることを指摘したい。

明治10年代の大都市や町場と農村の構造的関連、また封建制解体での地域産業基盤の変動と地域段差の様相と課題をたどり、所謂、資本主義原蓄期にあたるこの期での構造分析をつうじて地主制や地場産業成立過程、さらに、地域に刻む日本資本主義の足跡を確かなものとしうるのではなかろうか。

報告のむすび

かつて遠山茂樹氏は「資料のよみ方さへ学習すれば、誰でも勉強できる」と近代史について述べられた。その可能性を確かめる場として自由民権百年の学習に参加した私にとって5年の成果が、この報告である。

勤労者にとっての学習限界は当初から明らかである。だが自由民権百年の運動にかかわった一人として、そこでの学習課題に応えることは当然の義務であった。横浜集会を学習の起点とした京浜歴科研と会員諸氏の励ましと支援により、僅かずつでも歩み続けたことを心から感謝したい。

今、私たちにとって歴史学は、自らの生きざまを問いかけ、諸階層や地域での歴史課題を確かめあううえで重要な役割を担っている。

京浜歴科研が研究資料を輪読で確かめ、参加者の問題意識のなかで歴史法則との関連をたぐる作業を重視しているのは、歴史学の課題と方法への実践的挑戦に他ならない。また、国民の統一的歴史課題、平和と民主主義の確立にとって過去を科学的に分析認識する学習は情報化の時代下、ますます重要性をもちうる。

歩みは遅くも、国民の科学的認識の発展に奉仕しうる本会の成長を期し、素人報告の幕としたい。

【資料編】

① 橘樹郡親睦会に関する資料

年月日	会場	参加人員
明治 14.2.11	神奈川駅	300余人
15.2.11	神奈川駅	200余人
16.2.-	溝の口	70余人
17.2.11	川崎駅朝田屋	86人

〔初回関係〕

◎会主 郡長 松尾豊材

幹事 添田知義 田中光弼 荒波孫四郎 石井直方 鈴木直成 河合平蔵

◎賛同人について

総数 185人 内 客員 6人 郡吏18人

(提唱者の町村)町村制の単位による

川崎町 18人(教員 4…5人)

田島村 6人

大師河原村 8人(……2人)

町田、潮田村 19人(不明)

② 過日御報知相成候旧五大区親睦ノ宴会御尽意被成多謝臨会ノ人名廿五日限御報知可申候処終ニ日限ヲ経過シ此段平ニ謝罪本村ニおいて三四名臨会ノ目途ニ付此段申達候也

六月廿七日

菅生村戸長役場

鈴木直成殿

(出典『神奈川の夜明け』141頁)

③ 太政官布告48号(明治13年11月5日)

今般歳費ヲ節約シ紙幣償却ノ元資ヲ増加シ併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用アルヲ察シ左ノ通制定布告候事

第一条 本年四月第十六号布告第一条地方税目中「地租五分ノ一以内」トアルヲ「地租三分ノ一以内」ト改定ス

第二条 同条布告第三号 地方税ヲ以テ支弁スベキ費目中左ノ三項ヲ追加ス
一 府県庁舎建築修繕費 一 府県監獄費 一 府県監獄修繕費

第三条 地方税ヲ以テ支弁スヘキ府県土木(即チ河港、道路、堤防建築修繕)費中、官

費下渡金ハ来ル十四年度ヨリ廃止トス

③ 明治10年代の治水費問題資料（『神奈川県会史 第二巻』より）

◆多摩川(単位円)

年度	総額	国費	地方税	町村費	寄付
12	10230.00	3514.00	4523.00	2193.00	
13	13414.00	11678.00	0.00	1736.00	★
14	16802.00	0.00	11549.00	5253.00	省略
15	23519.00	0.00	16382.00	7137.00	略
16	28409.00	0.00	18974.00	9435.00	★
17	21123.00	0.00	12424.00	8699.00	
18	14384.00	0.00	8948.00	5436.00	

(国費補助は29年までなし)

◆橋樹郡海堤

年度	総額	国費	地方税	町村費	寄付
12	632.00	487.00	144.00	4.00	
13	7165.00	6033.00	0.00	1132.00	★
14	0.00	0.00	0.00	0.00	省略
15	471.00	0.00	329.00	142.00	略
16	1370.00	0.00	1096.00	274.00	★
17	9437.00	0.00	6323.00	3114.00	

④ 橋樹郡親睦会の発足（『東京横浜毎日新聞』明治14年2月13付）

●予て広告ありし如く、一昨十一日は我が神奈川県下橋樹郡人の親睦会を神奈川台の田中楼に開かれぬ、此会ハ岩田道之助添田知義の両氏専ら之を企て、浅田鈴木石井田中河合の諸氏之が幹事となり、松尾橋樹郡長を以て会主となせし者にて、其日や相会する者無慮三百人末広重恭上条信次の両氏及び弊社の吉田次郎も其招きに預りたり、坐定るや松尾氏起ちて橋樹郡親睦会の初発に当り先づ郡名に因める柑子を贈りて之を祝せんとすと演べ、柑子の徳に準へて橋樹郡の美を頌し、夫より地勢の京浜に際せるを以て此土地人民の此利を得んと欲して得ざるの理なし、其之なきハ蓋し憤ふ所あらざるなりと説き、扱こそ商ハ斯々の志操を興起すべし、農ハ若々の方向を取りて進むべきを以て結束となせり、続ひて岩田氏ハ同郡の有志を募りて政談演説会を連月橋樹郡に興すべきことの當時に必要なを説かれたり、二説とも能く其の精細の論旨を尽して洩らす所なかりし、

次に末広氏ハ紀元節の祝詞、上条氏ハ氣概の説、吉田生ハ政党論等を演し、右終るや直に宴会を開き、甲唱へ乙和し妓走せり、客舞ひ藹々たる和氣田中樓を□めて橋樹全郡の親睦を描き出し、実に心地よきことにてありし、(同会は、その後、明治17年まで開催された。同年の会場は川崎朝田屋であった。提唱者 岩田道之助・添田知義)

⑤国会開設の詔(『東京横浜毎日新聞』明治14年11月29日付)

●国会開設の聖勅出てし頃、前神奈川県令野村君が郡区長を招集して懇ろに勅諭の旨趣を説明し、且各郡区長の意見を問はれたる由は予て前号の紙上に掲げしが、今当日大住洵綾郡長山口左七郎氏外数郡長と野村君との問答の写を得たれば左に掲ぐ、但し此問答は二十三年を期し国会を開く云々の事に関し前内務卿松方正義君より太政官へ伺の指令なき以前のことなれば世人宜く其心して読むべし、野村君曰く、今般廿三年を期し国会を開設すべしとの勅諭ありしが、過激急進の徒ハ尚ほ之れをも甘んぜずして動もすれば不穩の説を陳べて王室に抗せんと企つるの勢ひあり、去れど国家に政党あるは其国を利益するものなれば急進必すしも悪し、と云ふにハ非らざれども過激の徒ハ王室の安危をも顧みみずして漫りに暴戾の説を主張せんとするの勢あれば職を地方に奉ずる者は其間に介立して始終を誤らしめざる様に注意せざるべからず、思ふに諸君は諸君の主義もあるべければ強いて漸進論者となるべしと云ふには非されども苟も職を今の政府に奉ずる已上ハ王室の鞏固を図らざる可からず云々と語勢自から漸進主義を主張せらるゝが如し、大住洵綾郡長(山口氏)曰く、貴意の趣きハ了承せり、然れども我国に於ては如何なる過激急進論者と雖ども王室の鞏固を折らざる者はあるまじ、何れの所にか王室に抵抗を試みんと欲する者あるや、(野村君)曰く、王室に抵抗を試むるが如き過激論者はなし、此精神の我國民になきは実に我国固有の賜ものにして外国に多く類例を見ざる所なり、甲郡長某氏曰く、明治廿三年を期し云々とある聖勅ハ廿三年に至りて初めて国会を開くとの精神なるや、(野村君)曰く、否、廿三年を待たず準備整のひ次第十八年にても十九年にても開かるゝ見込なりと承知す、乙郡長某氏曰、彼の期の字に就ては新聞紙等にも種々論説あれども勅諭の前後を思考するに到底廿三年に至らされば開設せぬと云ふ精神なるが如し云々、是より論緒数岐に別かれ、語次偶ま憲法の事に及ひたり、(野村君)曰く、大隈の建議ハ或る交詢社員が書きたる私擬憲法と同じく英国の憲法を模範としたる者なり、英国の憲法ハ他国より之を見れば甚だ羨望すべきが如くなれども之を資用したる国々ハ却て其国安を擾したる例尠なからず、(山口氏)曰、然らば孰れの国の憲法を模範として可ならんか、(野村君)曰く、先づ独逸憲法ハ最も我国に適當すと覚ゆ、其故ハ租税ハ定額ありて毎歳議院の決議を要せず、又大臣宰相の如きハ総て国王の直選に係るを以なり、(山口氏)曰く、租税に定額ありて議院の決議を要せず、又大臣宰相を直選に

するとあれば議院ハ有れども無きが如し、国家如何なる時に議院を要するや、(野村君)曰く、臨時兵を外国に出し、又ハ歳出入決算の調査に付議院を要するなり云々、是より山口氏ハ宰相の直選は却て皇室の安寧を害すると云ふことを縷々弁論せられ、議論恰かも沸くが如くなりしが、此時(野村君)ハ憲法ハ諸君が今日之を論する時に非ずと陳べられたれば其議論は其儘にし止み、各郡長ハ今日の御示論ハ篤と熟考の上御答を致すべしとて其席を退き、山口氏を始め其他二三郡長ハ四五日を経て辞表を呈出せられしが、山口氏ハ既に去る廿二日を以て願の通り職務を免せられたれば大住洵綾郡の各町村戸長より左の願書を県庁へ差出したりと、

御願書

相模国大住洵綾両郡町村戸長奉申上候明治十一年十一月郡区御改正以来山口左七郎殿両郡長拜命奉職有之処戸長及人民ヲ待遇スル平易ニシテ且懇切能ク民情ヲ料涉シ論ズニ善行ヲ以テス故ニ両郡ノ人民大ニ属望モ有之或ハ奸頑事ヲ好ムノ弊游惰無聊ノ習罷ム然ルニ今般辭職ノ表ヲ上ル趣承リ両郡愕然悉ク失望罷在候何卒下情御諒察従前ノ通り郡長奉職有之様御勸誘被成下度此段連署ヲ以奉悃願候也

⑥『東京横浜毎日新聞』明治15年5月2日付

●去廿九日、横浜鉄橋際富竹亭に催ふしたる顕猶社の演説会は中々の盛会にて聴衆五六百人あり、聽て演説も終りて討論会を開きしとき、例の如く聴衆は皆な>>起ち上りしに、傍の椅子に控え居られし監臨の巡查が前に立ち塞がりし人々に向ひ、声を励まして、斯く我々の控え居る椅子の前に立たれては監臨の時務上不都合なり、イザ坐られたしと云ふや否や、聴衆の中より職人体にて腰に三尺帯を締めたる一人の男がツカ、と巡查の前に進み出て、扱詰問するやうコハ怪しからぬ事を承はるものかな、全体出張の巡查は只だ演説の監督を為すに止って聴衆が起居の事まで吻を容るべきにあらず、尤も演説や討論を監督さるゝには耳にて演説の主旨を聞き取るのみにて事弁ずべし、何ぞ殊更に演者の面を諦視さるゝには及ぶまじ、去らばお職務上の不都合となる訳あるまじ、然るに彼所に立つは可なれど此処に起つは相成らぬと禁ぜらるゝは恐らくお職務外の事にして、早く申さば入らざるお世話なりと、臆する気色もなくなく、喋々と述べ立てしかば、巡查も一時は立腹の様子にて之を警察署に拘引せんと引立てしに、彼の男は少も騒がず自若として、卿能く我を拘引せんとせらるゝや、罪人は其命に従ふも我は此れに応じ難しと論弁する折り、他の聴衆はドッと騒ぎ立ちて或は巡查を罵るものなど多く、兎ても制すべき様見えざれば、巡查も遂に口緘して黙されしにて、聴衆は遠慮なく巡查の前に立ち塞がりしと、然し会幹は以後斯の如き不都合なきやう、聴衆が起立するも更らに妨げなき場所へ監臨巡查の椅子を設くることに定めたりといふ、